## ③ 火災に強い建物へ建て替える

…住宅地では耐火性能が高い建物への建替えとします。 C・D

火災に強い建物へ建て替えるルールについては、東京都建築安全条例に基づいて、本町（環状7号線より南側の区域）、仲宿、板橋三丁目を「新たな防火規制区域」として東京都が指定します。

### ■新たな防火規制区域

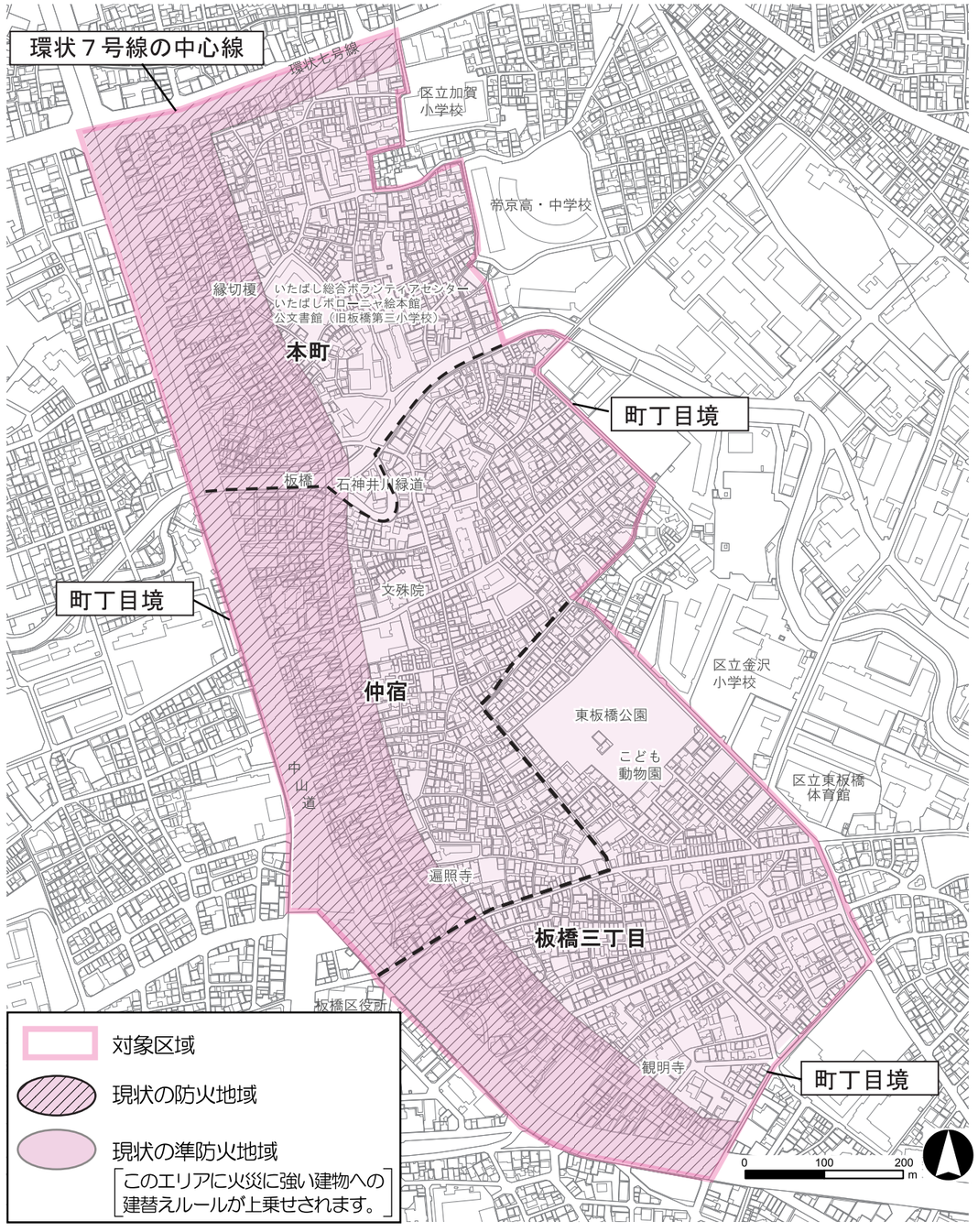


### ■新たな防火規制区域における建築物の規制

○現状の準防火地域（C・Dエリア）においては、以下のように、延べ面積と階数に応じて建物の構造が制限されます。

※現状の防火地域（A・Bエリア）においては、現状通り防火地域の規制がかかります。

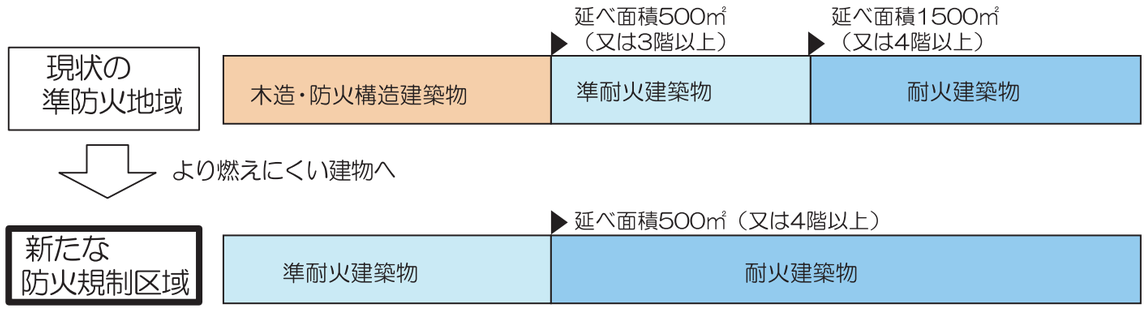


### 今後の予定　等

| | 地区計画（建替えルール①・②、④～⑧） | 新たな防火規制区域（建替えルール③） |
|---|---|---|
| 平成25年 | | |
| 3月 | ◎案の公告・縦覧（3/22-4/5） | ○ 区域指定告示（29日） |
| 4月 | | |
| 5月 | ○都市計画審議会付議（13日） | ○ 施　行（1日） |
| 6月 | ○都市計画決定告示（14日） | |
| | | |
| 11月 | ○条例公布・施行 | |

※建替えルールが定まってもすぐに建替えは必要ありません。建物の建替え時期になったときに、ルールに沿って建替えをしていただきます。